

公権力の行使に係る国家賠償責任(2)

(百選「Ⅱ-230」～「Ⅱ-236」)

問題 001

厚生大臣(当時)が特定の医薬品を日本薬局方に収載し、又はその製造の承認をした場合において、その時点における医学的、薬学的知見の下で、当該医薬品がその副作用を考慮してもなお有用性を肯定し得るときは、厚生大臣の薬局方収載等の行為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けることはない。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-230)

問題 002

薬事法における医学的、薬学的知見の下において、薬事法の目的及び厚生大臣に付与された権限の性質等に照らし、右権限の不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使は、副作用による被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-230)

問題 003

通商産業大臣(現)が、鉱山保安法に基づく保安規制の権限を直ちに行使しなかったといえども、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものとは認められず、従って当該権限の不行使は国家賠償法1条1項の適用上違法ということとはできない。

003 解答 : 誤り

趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、当該権限の不行使は国家賠償法1条1項の適用上違法というべきであるとした。(Ⅱ-231)

問題 004

主務大臣が、水質二法に基づく規制権限を行使しなかったことは、水質二法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものとはいえず、従って国家賠償法1条1項の適用上違法ということとはできない。

004 解答 : 誤り

趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、当該権限の不行使は国家賠償法1条1項の適用上違法というべきであるとした。(Ⅱ-232)

問題 005

国会議員の立法行為は、本質的に政治的なものであって、その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、あるべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価するということは、原則的には許されないものといわざるを得ない。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－233)

問題 006

国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－233)

問題 007

在宅投票制度を廃止しそれを復活しなかった立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものといわざるをえない。

007 解答：誤り

違法の評価を受けるものではないとした。(Ⅱ－233)

問題 008

裁判官がした争訟の裁判について、国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－234)

問題 009

刑事事件において、無罪の判決が確定した場合、当初の検察官の公訴提起は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものと解するのが相当である。

009 解答：誤り

無罪の判決が確定したというだけで直ちに公訴の提起が違法となるということはないとした。(Ⅱ－235)

問題 010

起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当である。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－235)

問題 011

国家賠償法1条の「職務を行うについて」とは、公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合にかぎらず自己の利をはかる意図をもってする場合でも、客観的に職務執行の外形をそなえる行為をしてこれによって、他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責を追わしめて、ひろく国民の権益を擁護することをもって、その立法の趣旨とするものと解すべきである。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－236)